

4 - 8 報酬・料金等の課税状況

	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
	人	千円	千円
法第 204条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金等の報酬又は料金	584,353	114,285,164
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	666,823	429,230,622
	診療報酬	24,420	446,073,132
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	670,433	414,378,423
	芸能等についての出演等の報酬又は料金	89,345	41,643,765
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	46,931	59,662,270
	契約金・賞金	9,215	9,328,200
計	2,091,520	1,514,601,576	124,359,183
法第 203条の2 該当 (公 的 年 金 等)	1,634,304	1,021,244,303	30,955,770
法第 207条該当 (生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金)	1,215,689	566,013,350	8,454,023
法第 174条該当 (馬 主 に 支 払 わ れ る 競 馬 の 賞 金 等)	1,405	14,138,028	785,418
合 計	4,942,918	3,115,997,257	164,554,394
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の
14 年 分	4,198,715	2,831,610,883	168,604,326
13 "	4,444,889	2,754,891,530	169,268,979
12 "	3,611,683	2,597,678,500	166,945,308
11 "	3,568,686	2,620,209,142	163,868,470

調査対象等：報酬・料金等の支払者から平成16年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。